

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用をお願いいたします。

関係事業主 殿

令和 5 年 11 月 1 日

[登録番号:109 号 有効期間:令和 10 年 10 月 18 日]

長野労働局長登録教習機関 (一社)長野県労働基準協会連合会

(一社)松本労働基準協会

各労働基準協会

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習

開催のご案内

事業者は、金属アーク溶接等作業（アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業）については、令和 4 年 4 月 1 日から特定化学物質作業主任者の選任が義務付けられました。従前、当該作業主任者は特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者からの選任とされていましたが、今般の省令改正により、負担軽減の趣旨から標記の技能講習を修了した者のうちからも「金属アーク溶接等作業主任者」として選任することができるようになります。（令和 6 年 1 月 1 日施行）

当該作業主任者（又は特定化学物質作業主任者）に、作業方法の決定や作業者の指揮等の職務を行わせなければならないこととされています。（特定化学物質障害予防規則第 28 条及び第 28 条の 2）

長野労働局長登録教習機関であります当連合会では、標記の講習を下記により開催いたしますので、関係者が是非この機会に資格を取得されますようご案内申し上げます。なお、すでに「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了されている方につきましては、金属アーク溶接等作業の作業主任者に選任することが可能です。

記

1. 講習の日時・会場・締切日・定員

※8 時 55 分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和 6 年 1 月 11 日（木）	8 時 40 分から受付をいたします。
会場	松本安全衛生センター	松本市神林 7 1 0 7 - 5 5
締切日	令和 5 年 12 月 18 日（月）	定員 8 0 名 締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます

2. 申込方法

- (1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。（所在地は申込書の裏面に記載してあります。）
(2) 提出書類 （下記の 2 点を申込時に必ず提出して下さい）

① 受講申込書	受講料及びテキスト代を添えてお願いします。 （労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。）
② 写真 1 枚（申込書貼付） 縦 3 cm、横 2.5 cm 裏面に氏名明記 修了証に使用します	正面、脱帽、 <u>上三分身（胸から上）（顔がサイズ画面いっぱいのもの又は、はみ出したものは受付いたしません。）</u> 、背景無地、鮮明で傷のないもの、 <u>デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限りします。</u>

3. 受講料（消費税含む）

1 名 11,000 円 [内訳：本体 10,000 円 消費税（10%）1,000 円]

4. テキスト代（消費税含む）（労働基準協会会員事業場は不要）「金属アーク溶接等作業主任者テキスト」※テキスト代は価格改訂される場合があります。

1 冊 1,870 円 [内訳：本体 1,700 円 消費税（10%）170 円]

5. 修了証

所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には修了式で修了証を交付します。

なお、12 月 28 日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。（郵送代 434 円ご負担下さい。）

6. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）を携行して下さい。
- (2) 申し込み受付後の取消しは12月27日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。（労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。）
- (3) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

7. 講習科目・時間・講師

月日	講 習 科 目	時 間	講 師
第一日目	オリエンテーション	8:55～	
	関係法令	9:00～10:00	
	作業環境の改善方法に関する知識	10:00～12:00	(一社)長野県労働基準協会連合会 安全衛生支援室 労働安全・衛生コンサルタント 桜井 優
	保護具に関する知識	13:00～15:00	
	健康障害及びその予防措置に関する知識	15:00～16:00	
	修了試験	16:00～17:00 (予定)	
	修了式	17:00～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更となることもあります。

8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。（但し、建設労働者技能実習コースは訓練実施計画届の提出が不要です。）

詳細につきましては

長野労働局職業安定部 訓練課（TEL026-226-0862）までお問い合わせください。

助成金受給申請時に必要な受講証明につきましては、会場に持参、若しくは受講終了後申請書をお送り頂ければ押印の上返送いたします。なお、持参、郵送ともに84円切手貼付の返信用封筒を申請書と併せてご用意ください。（注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい）

9. そ の 他

- (1) 労働安全衛生規則等の一部改正に伴い技能講習修了証の氏名欄(25文字以内)に旧姓及び通称を併記することが可能です。併記を希望する受講者は申込書の裏面をご確認ください。
- (2) 昼食は各自ご用意下さい。